

国東半島食文化祭 出店要項

1. はじめに

国東半島食の祭典実施概要に基づき、地元素材(農産物、海産物、調味料など)を使った料理や加工品をはじめ、地元で愛されてきた国東半島の「食」を様々な切り口でアピールし、国東半島の食文化を楽しんでもらう場とします。

2. 出店条件

- (1)国東半島(国東市・豊後高田市・姫島村・杵築市・日出町)に事業所を有する事業者。
- (2)暴力団員、暴力団関係者及びそれに類する団体に所属する者、またそれらの者と密接な関係にある者ではないこと。
- (3)食品を調理・提供する場合は、食品営業許可(一時許可含む)を取得していること。

3. 募集店舗数

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| (1)募集店舗数 | 40店舗程度 |
| (2)募集店舗内訳 | <国東市内の事業者> 24店舗程度 |
| | <豊後高田市・姫島村・杵築市・日出町の事業者> 16店舗程度 |
- ※会場の関係で、店舗数や出店を事務局が調整する場合があります。

4. 出店詳細

(1)スケジュール【11月30日(日)】

- 搬入&準備 …… 7:30~9:30
- 販売開始 …… 10:00~15:00
- 搬出&片付 …… 15:00~17:00

(2)出店料

無料

※ただし、出店内容によっては、保健所への食品一時営業許可等が必要となります。その際の申請手続きは出店者様において行っていただき、それに係る費用は出店者様の自己負担となります。

(3)ブースサイズ

幅2.5m×奥行2.5m

(4)準備物について

- 各ブースにテーブルクロス付きテーブル1台、パイプ椅子2脚は事務局で準備しています。
- 電源が必要な場合は、事務局まで事前にお知らせください。(口数、ワット数、使用する電気器具)
- 火気を取り扱う場合は、必ず消火器(6型以上)をご準備ください。
- 店舗名やその他飾りなどその他必要なものは、出展者様にてご準備ください。

(5)会場

旧旭日小学校(国東市国東町綱井 2980 番地 1)

※具体的な出店場所は、主催者側で決定させていただきます。

(6)出展者用駐車場

出店者説明会にてご説明します。

5. 出店に関する注意事項

【全出店者共通】

- (1) 万一のトラブル(食中毒・施設損害等)や会場内での盗難・事故に関しては、出店者様の責任とし、主催者はその責任を一切負いませんのでご了承ください。
- (2) 販売等で発生したゴミや廃油等は出店者が持ち帰り、自身の責任で処理するものとします。

【イベント会場で食品を調理し提供する場合】

- (3) 提供できる品目は、大分県が定める「大分県特殊形態食品営業に関する取扱い要綱」(別紙)により、確認してください。
- (4) テントでは調理器具類の洗浄ができないので原材料のカットなど下処理は認められません。
- (5) テント等は簡易的な施設であるため、加熱調理や盛付、つぎ分け等の最終調理工程だけ認められています。
- (6) 下処理や調理器具類の洗浄は、飲食店営業などの許可を持った固定店舗で行って下さい。
- (7) 自宅の台所などで下処理等はできません。

※ 上記(3)～(7)をはじめとする食品衛生関係に関する事項については、「簡易な施設で食品を提供するみなさまへ～特殊形態食品営業について～」(別紙)を必ずご確認ください。

なお、特に提供できないものとして

ア.生もの(刺身、寿司、冷や汁、スムージー、生クリーム、生肉等)

イ.生野菜(レタス、トマト等)を生そのまま使用したもの

ウ.加熱していない卵

エ.加熱調理した後、カットや整形などの加工を行うもの(おにぎり、サンドイッチ等)

オ.調理・製造に多量の水を必要とするもの(うどん、そば、ラーメン等)

- (9) 出店決定後に保健所に申請を行い、許可を受けたもの以外を販売することはできません。(申請の必要がない販売物を除く)
- (10) 国東半島産をはじめとする県内産食材や調味料などを使用するよう可能な限り心がけてください。
- (11) ガス等、火気を取り扱って出店する場合、事前に消防署に届け出が必要です。その際の手続きは主催者が一括して届け出しますが、準備物として消火器が必要になりますので出店者様においてご準備ください。(開催当日に消防署の確認審査があります)

【別の場所であらかじめ調理加工して容器に入れた食品を販売する場合】

- (9) 弁当、惣菜、パン、菓子類、加工品など、許可をとっている別の場所(自宅不可)で調理・加工したものを容器に入れて販売する場合は、食品表示法に基づいた表示ラベルを必ず貼付してください。
- (10) 常温で提供する食品については、直射日光の当たる場所への陳列や、高温になる場所への保管などはしないでください。
- (11) 冷蔵もしくは冷凍で提供する食品は、適した温度で保管をしてください。

【キッチンカーで出店する場合】

キッチンカーの出店は、大分県の営業許可証を取得している方に限ります。

6. その他

(1)食品を製造・加工・調理する出店者の方へ手洗い器の貸出について

ポータブル手洗い器を4台国東市観光協会が保有しており、貸出することができます。必要な場合は、観光協会までお申し出ください。

(2)アンケートのお願い

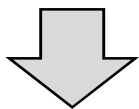
イベント終了後、出店に関するアンケートを実施いたします。貴重なご意見として参考にさせていただきますので、ご協力お願いいたします。

7. 出店申込から開催までのスケジュール

～令和 7 年 10 月 14 日(火)

出店申込の期間

- 事務局で申込書の記載内容を確認のうけ受理します。
- 出店は申込内容を審査のうえ決定します。出店がみとめられない場合もありますので、あらかじめご了承ください。不明な点などあれば事務局までお問い合わせください。



【全出店者共通必要書類】

- (ア)出店申込書 (様式1)
- (イ)販売品目リスト (様式2)
- (ウ)出店に関する誓約書(様式3)

※提出期限:10月14日(火)まで

【食品を製造・加工・調理する出店者】

- (エ) 一時営業許可証のコピー、または一時営業許可申請書のコピー

【キッチンカーの出店者】

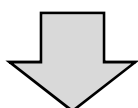
- (オ)大分県の営業許可証のコピー

※提出期限 11 月 17 日(月)まで

令和 7 年 10 月 20 日(月)
(予定)

出店決定通知書等の送付

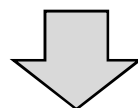
- 申請多数の場合、出店場所の都合により、出店をお断りする場合がありますので、ご了承ください。



令和 7 年 10 月 30 日(木)
(予定)

出店者説明会の開催

- 出店に際しての注意事項や、出店場所、搬入・搬出に関する詳細などについてご説明します。
- ※出店予定者に別途通知します。



令和 7 年 11 月 30 日(日)

国東半島食文化祭 開催

8. お問い合わせ先

(1) 出店に関すること全般

〒873-0503 国東市国東町鶴川 149 番地
国東市観光・地域産業創造課商工観光企画係
TEL:0978-72-5168 / FAX:0978-72-5182
E-mail:kanko@city.kunisaki.lg.jp

(2) 食品一時営業許可に関すること

大分県東部保健所国東保健部(国東市国東町安国寺 786-1)
TEL:0978-72-1127